

回数券約款

(趣旨)

第1条 福島県道路公社(以下「公社」といいます。)の管理する有料道路(以下「有料道路」といいます。)の回数券の発売、払い戻し及び使用に関する契約はこの約款によります。

(発売)

第2条 回数券は、公社、当該有料道路の料金所及び理事長が必要と認めたところにおいて発売します。

(効力)

第3条 回数券は、1券片をもって券面表示の車種に属する車両1台が通行1回に限りその券面表示事項に従って使用することができます。

(通用期間)

第4条 回数券は、公社が通用開始日を特に指定しない限り発売日から通行料金(以下「料金」といいます。)の徴収期間満了の日までとします。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生したときは、当該事由の発生した日の前日までとします。

- 一 当該回数券が廃止されたとき。
- 二 法令により、券面表示の車種の通行が禁止されたとき。
- 三 料金の額に変更があったとき。

(無効)

第5条 次の各号の一に該当する回数券を使用しようとしたときは、当該回数券は無効として回収します。

- 一 券面表示事項が不明となった回数券。
- 二 券面表示事項が消去され、又は改変された回数券。

(払い戻し)

第6条 発売した回数券は、払い戻しをしません。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

- 一 料金の徴収期間が満了したとき。
- 二 第4条第1項ただし書に該当する事由が発生したとき。
- 三 営業区間の延長により回数券が不要となったとき。
- 四 廃車、車種の変更、勤務地又は住所の変更、死亡等により不要となったとき。
- 五 その他、公社が回数券の払い戻しの必要があると認めたとき。

2 前項ただし書の場合の回数券の払い戻しの額は、次の各号の定めるところにより算定された額とします。

- 一 前項第1号から第3号までに該当する場合。

$$\text{払い戻しの額} = \frac{\text{回数券の1冊当たりの発売価格}}{\text{回数券の1冊当たりの発行枚数}} \times \text{残存枚数}$$

- 二 前項第4号に該当する場合

$$\text{払い戻しの額} = \text{回数券の1冊当たりの発売価格} - \text{【(使用済枚数} \times \text{料金) + 手数料】}$$

- 三 前項第5号に該当する場合は、払い戻しの理由により、公社が前2号のいずれかを適用します。

3 前項第2号の場合の手数料は、回数券の払い戻し依頼件数1件につき220円（うち消費税及び地方消費税の額20円）及び請求者が指定する金融機関口座への振替手数料額とします。

（払い戻し期間）

第7条 回数券の払い戻しの期間は、前条第1項各号に掲げる事由が発生した日の翌日から起算して6ヶ月とします。

（払い戻し手続き）

第8条 回数券の払い戻しを行う場合には、公社所定の手続きをしていただきます。

（払い戻し金の支払い）

第9条 回数券の払い戻し金の支払いは、払い戻し請求者が指定する金融機関への口座振替とします。

（周知方法）

第10条 第3条ただし書及び第6条第1項の事由が発生したときは、券面表示の有料道路の料金所において必要な事項を提示します。ただし、公社が特に必要と認めるときは、公社のホームページ等に必要な事項を掲載します。

（再発行）

第11条 回数券は再発行しません。

附則

- 1 この約款は、平成6年4月1日から実施します。
- 2 この約款の施行日の前日までに発売され、現に通用している回数券については、この約款に基づいて発売されたものとみなし、この約款を適用します。

附則

- 1 この約款は、令和元年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この約款の施行日の前日までに発売された、現に通用している回数券については、第4条第1項第3号に規定する「料金の額に変更があったとき。」の適用外とします。

附則

- 1 この約款は、令和3年4月1日から実施します。